

「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会」開催要領

1 趣旨

令和2年の種苗法改正により、登録品種の種苗を入手した者の自家増殖や海外持ち出しに育成者権者の許諾を要することとなり、優良品種を活用したブランド化に取り組む農業現場を中心に、海外への品種流出防止や育成者権の保護に対する意識が向上した。

他方、近年、オンライン取引の増大に伴う種苗の流通ルートの多様化が、新たな流出リスクとなっていることから、本検討会において、本年3月から6月まで、その対応方向について議論がなされ、「デジタル化の進展等に対応した優良品種の保護・活用に向けた対応方向（提言）」が取りまとめられたところである。

一方、本年の通常国会で成立した改正食料・農業・農村基本法において、我が国農業・農産物の競争力強化・輸出拡大に向け、優良品種の戦略的な保護・活用が重要であることが明確に位置付けられたところであり、今後、優良品種の戦略的な管理、産地化・ブランド化、新たな優良品種の持続的な開発などの取組を更に加速していく必要がある。

こうした改正食料・農業・農村基本法の方向も踏まえ、引き続き本検討会では、6月の提言の方向に即し議論を更に深掘りしつつ、我が国農業の稼ぐ力の強化に向けた優良品種の今日的な管理・活用等について検討を行う。

2 議題

- (1) 我が国農業の稼ぐ力の強化に向けた優良品種の今日的な管理・活用について
- (2) オンライン取引の拡大に対応した表示制度について

3 構成

- (1) 検討会は別紙に掲げる委員により構成する。なお、委員の出席が困難な場合は、書面による意見の聴取又は代理出席を認める事が出来る。
- (2) 検討会には座長を置く。
- (3) 検討会は、必要に応じ、有識者等の出席を求め、意見の聴取を行うことができる。
- (4) 本有識者委員会における検討において必要と認められる場合は、有識者を追加することができる。

- (5) 次に掲げる事項に基づき、検討会に分科会を設置し、必要な検討を行う。
- ア) 分科会に係る議題は、座長が決定する。
 - イ) 分科会に属する委員、専門委員は、座長が指名する。
 - ウ) 分科会に分科会長を置く。

4 運営

- (1) 検討会の議事進行は座長が行う。
- (2) 率直かつ自由な意見交換を確保するとともに、機密性の高い議論が行われる可能性が高いため、本検討会は原則として非公開とする。

5 事務局

- (1) 検討会に係る事務は、輸出・国際局知的財産課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は座長が定める。